

離婚公正証書

法山太郎（以下甲という）と法山花子（以下乙という）は、甲乙間の婚姻の解消について、以下のとおり合意する。

（離婚への合意）

第1条

甲と乙は、協議離婚することに合意し、本公正証書作成後、各自離婚届に署名押印のうえ、乙において速やかに届出をする。

（親権）

第2条

甲及び乙は、甲乙間の未成年の子法山一郎（令和〇年〇月〇日生まれ、以下、「丙」）の親権者を乙と定め、乙において監護養育する。

（養育費）

第3条

甲は、乙に対し、丙の養育費として、令和〇年〇月から丙が20歳に達する日の属する月までの間、1ヶ月金5万円ずつを支払う義務があることを認め、これを、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（面会交流）

第4条

乙は、甲と丙が面会交流することを認める。面会の回数は1ヶ月に1回程度で時間は4時間程度とする。日時、場所および方法は、丙の情緒の安定と福祉に配慮して、甲と乙とで協議のうえ定める。

(財産分与)

第 5 条

甲は、乙に対し、本件離婚による財産分与として、金 500 万円の支払い義務があることを認め、これを令和〇年〇月〇日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込み入金の方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

(年金分割)

第 6 条

1 甲（第 1 号改定者）と乙（第 2 号改定者）は、厚生労働大臣に対し、甲と乙との間の対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求を行い、厚生年金保険法第 78 条の 2 第 1 項の請求すべき按分割合を 0.5 とすることに合意した。

甲 · · · · · (第 1 号改定者)

昭和〇〇年〇月〇日生まれ

基礎年金番号 · · · · ·

乙 · · · · · (第 2 号改定者)

昭和〇〇年〇月〇日生まれ

基礎年金番号 · · · · ·

2 乙は、協議離婚の届出後速やかに、厚生労働大臣に対し、前項の請求をする。

(慰謝料)

第 7 条

甲は、乙に対し、本件離婚による慰謝料として金 100 万円の支払い義務があることを認め、これを令和〇年〇月〇日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

(連絡先等の通知義務)

第8条

- 1 乙は養育費等の振込先とされている金融機関預金口座、住所・居所又は連絡先（電話番号等）を変更したときは、ただちに書面により甲に通知する。
- 2 甲乙は、住所・居所又は連絡先（電話番号等）を変更したときは、ただちに相手方に対し、書面により通知する。

（清算条項）

第9条

- 1 甲及び乙は、本件離婚に際し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、互いに何らの財産上の請求をしない。
- 2 甲及び乙は、この公正証書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認した。

（強制執行認諾）

第10条

甲は、この公正証書の第3条、第5条及び第7条に記載した債務の履行を遅延したときには、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

令和〇年〇月〇日

（甲） 住所

氏名 印

（乙） 住所

氏名 印